

No. 13

制 度 名	公立社会教育施設災害復旧費補助金	主管課名	生涯学習課 管理 G												
		問合せ先	029-301-5313												
目的・趣旨	激甚災害を受けた公立社会教育施設の災害復旧事業に対する補助														
[対象団体] 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。) 第 3 条第 1 項に規定する特定地方公共団体(市町村) [対象事業] 公立社会教育施設に係る災害復旧事業 (対象施設) 公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、 婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、 漕艇場、生涯学習センター その他、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設 [補助要件等] ① 激甚法第 2 条第 1 項の激甚災害として指定されること。 ② 政府のとるべき措置として、激甚法第 16 条の適用が政令で指定されること。 ③ その施設の設置者である地方公共団体が、特定地方公共団体として指定されること。 [対象経費] 公立社会教育施設の用に供されている、建物、建物以外の工作物、土地及び設備に係る 復旧費(工事費及び事務費) [補助限度額等] 一つの公立社会教育施設ごとに復旧事業費が 60 万円未満の事業は対象としない。 [経費負担割合] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当市町村</td><td>2/3</td><td>—</td><td>1/3</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他	該当市町村	2/3	—	1/3	—
区 分	国	県	市町村	その他											
該当市町村	2/3	—	1/3	—											
[令和 7 年度当初予算額]		[令和 7 年度補助対象団体]													
随時決定		随時決定													
[備考] 国からの災害査定を受けて決定															